

農業委員会委員 選挙人名簿登録申請

市選挙管理委員会では、市農業委員会の選挙人名簿を毎年1月1日現在での「選挙人名簿登録申請書」に基づき調整しています。

未申請の方は農業委員会委員選挙の投票などができませんので、有資格の方は申請を忘れないようご注意ください。

なお、選挙人名簿登録申請書は12月中旬頃に関係全世帯に郵送しますので、必要事項を記入のうえ、お早めに返信をお願いします。

※選挙人名簿登録申請書が未着の方は、農業委員会までご連絡ください。

◆**対象者** 小松島市内に在住の20歳以上の人（平成3年4月1日までに生まれた人）で、次のいずれかに該当している人。

①10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人（世帯主）

②前記の配偶者または同居の親族で年間約60日以上耕作に従事している人

◆**提出期限** 平成23年1月10日（祝）必着

詳しくは、市選挙管理委員会（市役所3階 ☎32・3807）または市農業委員会（市役所4階 ☎32・3810）まで。

第62回 人権週間 = 12月10日まで =

「世界人権宣言」は、基本的人権および自由を尊重し確保するために、世界のすべての人々とすべての国々とは達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合（以下「国連」という。）総会において採択されました。

国連は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省および全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間（12月4日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところですが、本年も、12月4日から同月10日までを「第62回人権週間」として、各種行事を実施しようとするものです。

そこで、徳島地方法務局と徳島県人権擁護委員連合会では

▼「みんなで築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

- ▼女性の人権を守ろう
- ▼子どもの人権を守ろう
- ▼高齢者を大切にすることを育てよう
- ▼障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ▼部落差別をなくそう
- ▼アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ▼外国人の人権を尊重しよう

▼HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

- ▼刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ▼犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ▼インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ▼性的指向を理由とする差別をなくそう
- ▼ホームレスに対する偏見をなくそう
- ▼性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- ▼北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ▼人身取引をなくそう

を週間の強調事項として各種の啓発活動を実施することとしています。

お互いに相手の人権を尊重し、一人ひとりが人権について改めて考えて、豊かな人間関係を作りましょう。

人権についての悩み事は、人権擁護委員や法務局にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。当市の人権擁護委員は次の方々です。

小松島市の人権擁護委員 (敬称略)



※毎月11日（日曜・祭日は次の平日）の午後1時から午後4時まで市人権推進課1階相談室において人権相談を行っています。

お問い合わせは、市人権推進課（教育庁舎1階 ☎32・2122）まで。

氏名	担当地区等 (限定された地区ではありません)
森本 真一	南小松島町
松田 耕一	立江町
谷 亮弘	中郷町
大和 忠広	和田島町
幸野 章子	坂野町
井中 廣治	小松島町
斎藤 紀子	中田町
武田 吉子	新居見町
飯沼 恵美子	芝生町